

## 質問回答

平成 25 年 7 月 16 日

「アジア地域ビジネス環境整備促進のための法制度情報収集・確認調査」

(公告日:平成 25 年 6 月 19 日 / 公告番号:1)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1.	5 頁	提示されている外貨交換レートがアメリカドルと本調査の対象 3 カ国に含まれていない VND(ベトナムドン)になっております。ミャンマー、バングラデシュ、カンボジアそれぞれの交換レートをご教示頂けますでしょうか。	外貨交換レートについては、下記 URL に掲載している平成 25 年度精算レート表 6 月レートを適用してください。 <a href="http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html">http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html</a>
2.	6 頁:「6. 現地再委託」について	現地法律事務所に一定の業務を再委託する場合、業務の性格上、プロポーザルと見積のみにより、信頼に足る法律事務所か否かを判断し選定するのは大きなリスクを伴うことが想定されます。そのため、既に共同での業務経験のある法律事務所を選定するのが確実と考えますが、再委託費が 100 万円を超えることが想定される場合、現地再委託契約ガイドライン「6. 随意契約 (2) 特定業者との契約」に則っての随意契約は可能でしょうか。不可の場合、同ガイドライン「5. 質及びコストによる選定」の手法を採用することは可能でしょうか。	同ガイドラインに記載しているとおり、「当該業務に必要な技術が特定の者にしかないことが明らかでない場合等において、特定の者と契約しない」と契約の目的を達することができない等の理由」が確認できれば特定の現地法律事務所との契約を行うことは可能ですが、現地法律事務所の技術力、業務従事予定者(弁護士等)の能力とコストを考慮して選定する方法(同ガイドライン「5. 質及びコストによる選定」)の方が、より望ましいと考えます。実際はプロポーザルで選定方法も含め提案していただき、契約交渉の際に上記の点について JICA 側と協議して決めることとします。

以上

